

レオ版に據るトマス・アクィナスの 公正價格並に金利論の邦譯

附小篇「期限付賣買について」

上田辰之助

十九世紀社會運動史の一重要文獻たる教書 *Summa Theologiae* を通じて、經濟學徒の間にも、その名高き羅馬法王レオ第十三世（一八一〇—一九〇三年）は亦、比びなき聖トマス讃仰者、卓れたるトマス學者として著はれてゐる。一八七八年選ばれて聖彼得の第二百五十七代後繼者の位に即くや、その全力を盡してトマス研究の振興に努め、先づ羅馬に聖トマス學院（*Academia S. Thomae Aquinatis*）を創立し、それを通じて、最も正確、完全なるトマス全集の編纂刊行を企てた。其の結果、世に現はれた又現はれつゝあるものが、法王レオの名を冠して呼ばるゝレオ版トマス全集（*Editio Leonis*）である。此の出版は既刊十幾

卷に及んでゐるが、未だ完成するに至らない。たゞ、私共に比較的最も關係深き *Summa Theologiae*（又は *I-II*）が可なり以前に出版されたことは幸ひである。此の上は、諸オプスクラ、其他、經濟社會關係著作の速に上梓されんことを鶴首して待つのみである。

レオ版の權威については多く語る必要がない。それは周知の事實である。たゞ、同版がヴァチカン稿本の根本資料に基き周到無比の用意を以て校訂され、その結果を在來の諸版と比較勘考して、異訓ある場合には、夫々脚註にこれを指示し、更に各條末には必ず精細なる註釋を附してゐること等だけでも、一般研究者、殊に私のやうな初學者には便利であるばかりでなく、如何程信賴の念を起さしむるか知れ

ない。そこで、私はレオ版を基として、トマスの經濟論を其の關係場所について研究し、これを各種の譯文と對比して見た。而して、多くの場合、異本によるといふ事實を別にしても、必ずしも満足し得なかつた。その理由は一言にしていへば、現今の學問的要求を充すべき原著への忠實さが缺けてゐることである。その大部分は現代語への意譯といふべく、獨り、原文の表現形式（殊に構文に於て）を可及的忠實に履守しないのみならず、字句の釋明に於ても往々にして過ぎて猶及ばざるの憾がないではない。神學者ならずして、主として社會學的興味を以て、トマスに臨む者は成るべくあるがまゝのトマスの文意と文品とを知らんと欲する。従つて、原著に對する忠實、即ち正確、が第一要件であり、譯文の洒脱や専門學的潤色は必ずしも必要條件ではない。否、トマスの場合、それは却つて不當であらう。

斯く考へて、試みに自分の譯文を作つて見た。勿論拙作には違ひないが、たゞレオ版を正しく讀み、

正しく傳ふべく、専念した處に、私としては多少の意味ありと信ずる。

翻譯は日本文として讀み得る限り、構文に於て、成語に於て、只管原文に忠ならんと努めた。序ながら、トマスを讀みて感ずる一事あり。それは、その文に表はれたる中世哲人の著しく近世的なることである。文章の約束より之を觀れば、羅典はすなはち羅典なれども、それはキケロの夫れではなく、文脈の動き宛然現代的表現の韻律を踏む。いはば、現代歐洲人の綴りたる羅典文を讀むの感がある。或は日本漢學者の漢文に於けるが如く、讀み易きことは事實なれど、同時に其處には眞の古典の香りを逸するやうに思はれる。今トマスにつきて、その事實が私共に喚起する特別の興味は失ふ所の古典の側になく、寧ろ得る所の近世的要素の側に在る。而して、それは聽て彼と而して彼の時代の思想的發展の過程を物語るものであつて、斯くの如き表現を受くるトマスの經濟論亦その羅典文と時代的趣向を同じくする所不尠

と見る。否乎。

次に此度はトマスの經濟論考中最も人口に膾炙するユストム・ブレチウム並にウズラに關する部分だけにつき、讀者の高教を仰ぎ度い。御叱正を得ば幸甚である。末ながら、この翻譯に關聯して多くの方々の御厚情に浴した。特に、私のこの仕事を奨勵して下さつた福田先生を始めとし、山口（弘二）、山内（得立）の兩教授に對して厚く御禮申上げる。

文献其他。

一、先づ本文は次による。

Sancti Thomae Aquinatis doctoris angelici opera
omnīa isseu impensaque Leonis XIII P. M. edita,
Tomus nonus, secunda secundae Summa Theologiae
a quaestione LVII ad quaestionem CXXII ad codices
manuscriptos vaticanos exacta cum commentariis Tho-
mae de Vio Caietani ordinis praedicatorum S.R.E.
Cardinalis cura et studio Fratrum eiusdem ordinis.
Romae MDCCXCXVII. pp. 147-167

二、神學大全の主なる現代譯としては

Saint Thomas d'Aquin, *Somme théologique*, Editions

de la Revue des Jeunes. Paris, 1925. 232

これは分冊として現に刊行中、羅佛對譯

Dr. Celsus Maria Schneider: Katholische Wahrheit oder die theologische Summa des heiligen Thomas von Aquin. Regensburg, 1888. VII. B.-I. S. 471-484. 譯文必ずしも原文に従はず、自由譯なり。

Friedrich Schreyvogl: *Ausgewählte Schriften zur Staats- und Wirtschaftslehre des Thomas von Aquino, neue Uebersetzung mit Anmerkungen und einer kritischen Einführung.* (Die Herdfuhrne, 3. Band.) Jena, 1923

類書中最も正確也。但し、何故カウズラ論三條、三條、四條を缺く。慾をいへば餘りに經濟學の術語を用ひ過ぐ。

The Summa Theologica of St. Thomas Aquinas, literally translated by Fathers of the English Dominican Province, London, 1918, Vol. 19, pp. 317-341

大掛りの割合に杜撰なり。頼るべからず。

Studienrat Joseph Rütter: Gemeinschaft und Wirtschaft, nach ausgewählten Stücken aus den Werken des Thomas von Aquin. (Ferdinand Schöninghs Sammlung philosophischer Lesestoffe. 3. Bändchen) Paderborn, n. d.

簡に過ぐ。便利のやうで實際の役に立たない。

三、辭書

Dr. Ludwig Schütz: Thomas-Lexikon. Sammlung, Uebersetzung und Erklärung der in sämtlichen Werken des h. Thomas von Aquin. Zweite, sehr vergrößerte Auflage. Paderborn, 1895

四、雜

J. -P. Migne: Patrologia Latina, cursus completus omnium SS. patrum, doctorum scriptorumque ecclesiasticorum, etc. (Paris, 1844-1855, 221 vol.)

トマス引用の教父の著作は全部その内にあり。本稿の關する限り、商大圖書館藏書につき對校せり。

五、譯語について

(一) Pretium を「値く」usura を「ウズラ」licet を「許さる」「許るべし」illoitium を「不當」「問題の性質に鑑みて」「不法」といふ譯語を可成避けた。mutuum を「消費貸借」(然し場合により「融通」を多く使用した。) mutuum dare, accipere は各「融通を計る」「融通を受ける」とした。res は「貨物」「品物」等とはせず、ものとした。(二) 聖句の日本譯は可成改譯聖書に據つたが、トマス引用句と合しないときは拙譯以て之を補つた。

(三) 原文の「時」を出来るだけ尊重し、「未來」條件法」

等は殊に誤らぬやう心掛けた。この點現行譯、何れも不注意である。

(四) 本文は丁度漢詩の起承轉結のやうに一定の順序を履んで議論を遂んで行く。その翻譯を次の如くする。

(起) Ad primum sic proceditur. Videtur, quod.....

(第一條に斯く説き進む。……思はれる。)

(承) Praeterea.....(猶又.....)

(轉) Sed contra est.....(然るに右に反するは.....)

...)

(結) Respondeo dicendum quod.....(余答へて曰ふ。)

Ad primum dicendum quod.....(第一に對して

曰ふ。)

(五) 譯文中()は譯者の補筆である。

二

神學大全第二編第二部 第七拾七問

賣買に於て犯さるゝ詐欺に就て。

之を四個條に分つ。

次に考究すべきは各種の任意的取引(註一)を廻る諸罪惡に就てである。而して、第一には諸の賣買に於て犯さるゝ詐欺、第二には諸の消費貸借(註二)

に於て生ずるウズラに關はる。蓋し、其の他の諸任意的取引に關しては、掠奪若しくは窃盜と區別せらるべき如何なる種類の罪惡も見出だされない。第一項については四つの點が釋ねられる。

第一、値への側より觀たる不正賣について、即ちものをその値する以上に賣ることは許さるべきや否や。

第二、賣られたるもの、側より觀たる不正賣について。

第三、賣手は賣られたるものの瑕疵を告ぐべきや否や。

第四、取引にあたり、或るものを買ひたるより高く賣るは許されたりや否や。

第一條 人は正當にも、ものをその値する

以上に賣り能ふや。

第一條に斯く説き進む。人は正當にも、ものをその値する以上に賣り能ふが如く思はれる。これ人間生活の諸取引に於て正しきこと（の何たるか）は市民法

の規定に據つて決せらるゝからである。今それ等（註三）に據れば互に乗じ合ふことは賣手及び買手に許されてゐるのである。而して、そはとりもなほさず賣手がものをその値する以上に賣り、買手が却つてその値する以下に（買ふ）場合に於て必ず行はるゝ所である。それ故に、人がものをその値する以上に賣ることは許されてゐる。

二、猶又、萬人に共通なる所のものは自然的にして、罪惡には非ざるやに思はれる。今、「三位論」第十三編（註四）に於てアウグスティヌスの傳ふるが如くんば「汝等は安く買ひ、高く賣らんと欲す」といふ彼の道化役者の臺辭は凡べての人々に受入れられたのである。これと同調なるは亦箴言第二十章（註五）に言はるゝ所、「買者（みな）いふ惡し惡しと。然れども、去りて後は、みづから誇る。」である。それ故に、或るものをその値するより高く賣り、安く買ふは許されてゐる。

三、猶又、德義の務めにより爲さるべき所の事柄

が協約により行はるゝとも法に悖るとは思はれない。今、先哲（アリストテレス）、「倫理論」第八編（註六）によれば、利益による友誼關係（註七）に於て、報酬は恩澤を蒙りたる者が（之により）享けたる利益に應じて與へらるべきであるが、その利益たるや誠に與へられたるものゝ値打を超ゆるを常とする。

即ち或は危險を避けんがため、或は何等かの便宜を獲得んがため、人が或るものゝ缺乏を痛感するときに發生する場合は丁度これである。それ故に、賣買契約に於て、或るものに對してその値する以上の高値を支拂ふことは許されてゐる。

然るに右に反するは馬太傳第七章（註八）に言はるゝ所「然らば、凡て人に爲られんと思ふことは人にも亦その如くせよ。」である。今、何人ものゝがその値するより高く己に賣らるゝことを欲するものはない。それ故に、何人ものゝをその値するより高く賣つてはならない。

余答へて曰ふ。或るものがその正しき値へ以上に

賣られんがため詐欺を働くは罪深し、これ人その隣りを欺きて損害に陥れるものであるからである。茲に於て乎、テウリウス（キケロ）は「義務論」（註九）なる書中に言ふ「約束事より一切の虚偽を除くべし。賣手は値を指す者に、買手は自ら糶り下ぐる者に、各乗ぜざるものとす。」と。

然れども、假りに詐欺なしとするも、吾人は賣買について二様に語るを得るのである。一つは（賣買）それ自體に基く。而して、これによれば、賣買は双方共通の利益のために起りたるやに思はれる。即ち、一方が他方のものを缺き、又はその反對の場合に於ける、猶、先哲「政治論」第一編（註十）によつて明なるが如くである。然らば、共通の利益のために創められた所のもの、他方に比して一方にヨリ重くあつてはならない。されば、凡そ契約は事物の均等に從つて彼等の間に取結ばれなければならない。然るに、今、人間の用途に充てらるゝ諸物の數量は支拂はるゝ値へによつて秤られる。而して、鑄貨がこの目的の

ため案出せられたことは「倫理論」第五編(註十一)に説かるゝ通りである。されば、若し値へがものゝ値打の量を超ゆるか、或はその反對に、ものが値へを超ゆるならば、均等の正義は喪はれる。従つて、ものをその値するより高く賣り、或は安く買ふことはそれ自體不正且つ不當である。

他の方法に従へば、吾人は會々一方の得、他方の失、として發生する所の賣買について語るを得る。

例へば、或人或るものを有せんと切望すれど、他人これを割愛せば害を蒙るといふ場合はこれである。而して、斯かる場合には、賣らるゝもののみならず、賣手が賣渡しによる蒙る所の損害をも顧慮するのが正しき値へであらう。斯くして、或るものは、持主に對して値する以上に賣られざる限り、その本來値するより高く賣らるゝも正當であり得やう。

人若しその(買)受けたる他人のものより自ら大に利するとも、(これを)賣りたる相手の人そのものを割愛することによりて損害を蒙らざる場合には、こ

れを高値賣してはならない。これ他人に加はりたる利益は賣手によるには非ずして、買手の事情に基くを以てある。元來何人も自己のものでない所のものを他人に賣つてはならないのである。尤も、その蒙る所の損害はこれをその人に賣ることは出来るのではあるが。之に反して、その(買)受けたる他人のものにより自ら大に利したる所の人が自分から進んで賣手に對して餘分に支拂ふのは差支ない。而してそれはその人の氣前(註十二)次第である。

それ故に、第一(の議論)に對して曰ふ。上述の(註十三)如く、人間法は其内の多くが徳操に於て缺くる所の人民に與へらるゝのであつて、獨り有徳の士のみに與へられるものではない。されば、人間法は背徳の凡べてを禁抑し能はず、たゞ人々の協同生活を減す所のは之を禁じ、他の事柄は是認する譯ではないが、敢て之を罰せざるため、恰も許されたるものゝ如く之を存置するを以て足れりとなすのである

それ故に、詐欺イタリなくして賣手そのものを高値賣し、或は買手（之を）ヨリ安く買ふとも、度を超ゆること甚しからざれば、それは許さるゝものゝ如く取扱はれ、敢て犯罪を惹起することなし。蓋し、人間法は又返還を考慮すること、例へば、人が正しき値への半額を超へて欺かれたる（註十四）場合の如くである。然るに今、神法は背徳なる何物をも之を不罰に放置することなし。茲を以て、神法によれば、苟も賣買に於て正義の均等守られざれば、それは不法イキトムと認められる。而して、損害著しき場合に於て、ヨリ多く取りたる者は被害者に對して補償の義務を負ふ。余が斯く云ふ所以は諸物の正しき値へは必ずしも正確に決定せられずして、寧ろ、幾何の推定エスティマツトに基くからであり、従つて、多少の加減は正義の均等を破ると思はれないのである。

第二に對して曰ふ。アウグステイヌスが前掲の場所（註十五）にて説くが如く、件の役者は或は内に己れを省察し、或は外に他人を経験することにより、

安く買ひ、高く賣らんと欲することは萬人に共通なりと信じた。されど、それは眞に惡しきことなれば、各人は以てこれと戦ひ、これに打克つ所の、何等かの正義に到達し得るのである。而して、（彼れアウグステイヌスは）無智のため、或る書物に對して僅かな値へしか要求しなかつた人に正しき値へを與へた、或る人の例を擧げてゐる。（註十六）之を以て見るも、彼の一般の望みといふものは自然に屬せず、却つて惡に出づること明かである。従つて、それは惡の廣き路を歩む多くの人々にとりて一般である。

第三に對して曰ふ。流通の正義に於て、主として考慮さるべきはものゝ均等である。然るに、利益による友誼關係に於て考慮さるべきは利益の均等である。従つて、報酬は受取りたる利益に應じて爲されなければならぬ。購買に於ては、ものゝ均等に從ふ。

註一 Cf. Summa Theologiae, IIa IIae. q. LXIV, introit.

茲にトマスは流通の正義 (Iustitia commutativa)

に反する諸惡の検討に入り、先づ之を大別して二種となし、その一種を不任意的取引 (*involuntarie commutationes*) に關するもの、その他を任意的取引 (*voluntarie commutationes*) に關するものとする。前者は他人の意思に反して之に危害を加へるやうな場合に發生し、後者は主として經濟生活に關聯して問題となる。竝、此點については福田博士論文「プリステレーヌの流通の正義」ニマルクスの其の解釋に關する疑「改造」昭和二年十二月—昭和三年四月、就中三月號) 參照。

註二、Qu. LXXVIII 次問ウズラに關聯して稍詳しく論ずる。

註三、Cod. IV, XLIV, de Rescind. Vendit., 8, 15.

註四、Cap. III *Voluntates quaedam ereden omnium singlis notae* (或種の慾望は凡ての人に共通なれば各人によりて認めらる。) と題し、利益を追ふ心の人間に自然なるを指摘し、芝居の光景を以てこれを例證してゐる。その文に曰く。

Est quaedam sane ejusdem naturae viventis et ratione utentis tanta conspiratio, ut eum lateat alterum quid aliter velit, nonnullae tamen sint voluntates omnium etiam sin ulis notae: et cum

quisque homo nesciat quid homo alius unum velit, in quibus rebus possit scire quid omnes velint. Unde illa cuiusiam mimi facieissimè praedicatur urbanitas, qui cum promississet in theatro quid in animo haberent, et quid vellet omnes, aliis ludis esse dicturum, atque id diem constitutum ingenti expectatione major multitudo conflueret, suspensis et silentibus omnibus, dixisse peribetur: vili vultus emere, et cito vendere. J. -P. Migne: Patrologia Latina, Tomus XLII, P. 1618

註五、Vers. 14

註六、Cap. XIII, n. II: S. Th. lect. XIII.

註七、シキ論 Tom. IX, Pp. 147, 148 *ut sit in amicitia utilis ut sit utilis ut sit utilis ut sit utilis ut sit utilis* (同種格が繰返されるなどなるなど。羅馬版では *Volumen Tertium*, P. 542, 543) *utilis* と正格になつてゐる。又、この熟語の解釋を翻譯者により多少の相違あり。例へば Schreyvogel は (op. cit. S. 229, 234) *Nutzbringende Freundschaft* と譯し、Dominican Fathers は *friendship based on utility* と譯す (Sum. Theol. vol. 10, P. 318)

註八、Vers. 12.

註九、Lib. III, cap. XV, al. 261.

註十、Cap. III, n. II sqq.; S. Th. lect. VII

註十一、Cap. V, n. II, S. Th. lect. IX.

註十二、Honestas 々ニニカンの英譯には honesty とあれど當らず。試みに本文の如く和譯す。

註十三、III, qu. XCVI, art. 2

註十四、Cod. loc. cit. 2, 8.

註十五、註四參照。この一句この問題に關して有名なり。

“Minus ille vel seipsum intendendo, vel alio: ex-
periendo vili velle emere et care vendere, om-
nibus id esse commune. Sed quoniam revera
vitium est, potest quisque adipisci huiusmodi
iustitiam qua huic resistat et vincat.

註十六、註四參照。

第二條 賣渡しは賣らるゝものゝ瑕疵

のために不正・不當となさる

ゝや否や

第二條に斯く説き進む。賣渡しは賣らるゝものゝ瑕疵のために不正・不當となされざるやに思はれる。蓋し、ものゝに於て、重んずべきは他の事項よりも寧ろ、ものゝ本質である。然れども、本質上の瑕疵のためにものゝ賣渡しが不當となさるゝとは思はれない。例へば、人が金銀を要する凡ての人間的使用、例へば、器の類の（製造の）如きに、役立つ所の鍊金或は鍊銀を本物として賣る場合これである。況んや、瑕疵（本質以外の）他の點に存する場合に於ては、賣渡しは遙にヨリ少く不當であらう。

二、猶又、數量に關し、ものゝ側に存する瑕疵は均等に即する所の正義に反すること極めて大と思はれる。今數量は秤りによりて知られる。然るに、人々の用途に充てらるゝ諸物の秤りは一定せず、或る處にてはヨリ大、或る處にてはヨリ小なること、先哲、「倫理論」第五編（註二）によつて明かなるが如くである。それ故に、賣らるゝものゝ側に於ける瑕疵は之を避け得ない。従つて、賣渡しはそれがため不當とさるゝことなきやに思はれる。

三、猶又、ものゝ瑕疵に屬するは適當なる素質がそれに缺くる場合である。然るに、ものゝ品質を辨

するには多くの智識(註二)を要するが、それは多數の賣手に缺けてゐる。それ故に、ものゝ瑕疵のため賣渡しは不當となされない。

然るに、右に反するは「宗職論」に於てアンブロジウスの謂ふ所(註三)「善き人は眞を外れず、何人をも不正の損害に陥れず、或は又、詐りにより何物をも己れに併すこと勿れとは明白なる正義の規なり」である。

余答へて曰ふ。賣らるゝ所のものに關はりて瑕疵は之を三様に考慮し得る。一つは即ちものゝ本質に従ふ。而して、この瑕疵たるや若し賣手にして之をその賣る所のものに認知するとせば、(其の人は)賣渡しに詐欺を犯すものである。茲を以て、賣渡しは不當となされる。而して、こは或る人々に對して、イザヤ書第一章に言はるゝ所(註四)「なんぢの白銀は滓となり、なんぢの葡萄酒に水をまじへ」である。蓋し、混交されたるものは本質上、一つの瑕疵を荷ふからである。又、今一つの瑕疵は數量に關はるも

のであるが、數量は秤りにより認知せられる。従つて、人若し賣渡しに際し、故意に不足の秤りを用ゆるならば、彼は詐欺を働くものであつて、そは不當なる賣渡しである。されば、申命記第二十章(註五)に言ふ「汝の囊の中に一個は大きく、一個は小き二種の權衡をいれおくべからず、汝の家に一箇は大きく、一個は小き二種の舛斗をおくべからず」と。而して、後段に(註六)「凡て斯る事をなす者凡て正しからざる事をなす者は、汝の神エホバこれを憎み給ふなり」とある。第三の瑕疵は品質の側に存する。例へば、人が病弱なる動物を恰かも健全のものゝ如く之を賣るの類である。人若し、故意に(斯く)せば彼れは賣渡しに於て詐欺を働くものである。従つて、こは不當なる賣渡しである。

而して、凡て斯かる場合に於て、人は不正賣渡しを作すことによりて罪するに止まらず、その上、返還の義務を負ふ。若し、賣られたるものに於て、上述諸瑕疵の何れか、其の人不識の裡に存したりとせ

ば、賣手は即ち罪せない。念ふに彼は物的には正しからざる所のことを作すものではあるけれども、その所爲が、不正に非ることは既述の諸項(註七)によつて明かである。然しながら、一度び(實狀が)彼の認知する所となれば、彼は買手に對して損害を賠償する義務が有る。

而して、賣手について述べた所は、又買手の側に於ても心得べきである。即ち、賣手は往々にして自己のものを本質的に恒打低くしと(誤)信することがあるからである。例へば、人若し銅の代りに金を賣り、買手之を識りたりとせば、(買手は)不正に購買したるものであつて、返還の義務を負ふが如きこれである。而して、品質並に數量の缺陷についても同理である。

それ故に第一に對して曰ふ。金銀は單にこれより製せらるゝ諸器又はこれに類する他物の利用のためにおのみ貴からず、又それ等物質自體の氣品と純粹とに據りても然り。されば、鍊金師によりて作られた

る金或は銀にして金或は銀の眞實を有せざらば、それは詐欺的且つ不正の賣渡しである。殊に、眞の金銀には鍊金術により置造せられたる金銀に見られざる。夫等獨特の自然的作用に基く、若干の效用がある。即ち、そは人を怡ばしむる特質を有し、或る種の病氣に對しては藥學的に奏效する。眞金は偽金に比してヨリ頻繁なる使用に堪へ、其の純性に於てヨリ永く保つ。然しながら、若し鍊金術によりて、眞金が作らるゝならば、その物を眞正として賣るは不當ではないであらう。蓋し、技術が自然的且眞正の結果を生ぜんがため一定の自然的原因を利用することとに何等妨ぐる所ないからである。(註八) 此れ恰も「三位論」第三編(註九)に於て、アウグステイナスが惡魔共の術によりて作らるゝ諸物について語る所の如くである。

第二に對して曰ふ、物資の豐蓄を異にするにより、諸貨物の秤り、異なる場所に於て、相異なるは自ら止むを得ない。即ち、諸物割方滿つる處には、秤りも

亦比較的大なるを常とするであらう。但し、同一場所に於ては、都市の統治者たるもの、場所柄及び物資の状況を計慮して、何を以て諸貨物の正しき秤りとなすかを一定すべきである。従つて、公の權威又は慣習により制定せられたる是等の秤りを無視することは許されなく。

第三に對して曰ふ「神の都」第十一編(註十)に於て、アウグステイヌスの説くが如く、一疋の馬往々にして一人の奴隸より高く賣らるゝを以て、諸貨物の値へは自然の順位に従つて考慮されるのではなく、諸物が人の使用に充てらるゝ程度によつて考慮さるゝのである。されば、賣手或は買手は賣られたるものゝ表に顯はれざる特質を識る必要はない。たゞ、其のものが以て人間的諸用途に適する所の諸特質、例へば、馬が強壯にしてよく驅るや否や、等々の如きを(知れば充分である)。然し、是等の特質は賣手も買手も容易に之を認識し得るのである。

註一、Cap. VII. n. 5. S. Th. lect. XII

註二、ロミニカンの Science は語原的には可なるべしと雖も、現代譯としては如何かと思はれる。

註三、I. b. III, cap. XI

註四、Vers. 22.

註五、Vers. 13, 14.

註六、Vers. 16

註七、Qu. I. IX, art. 2.

註八、D. 94, 240

註九、Cap. VIII

註十、Cap. XVI

第三條 賣手は賣られたるものゝ瑕疵を告ぐる義務ありや否や。

(Qu. II. qu. v. art. 2 参照)

第三條に斯く説き進む。賣手は賣られたるものゝ瑕疵を告ぐる義務なきやと思はれる。抑も、賣手は買ふべく買手を強ふるものではないから、その賣る所のものを彼れの判斷に任すやうに思はれる。今ものゝ判斷と認識とは同じ人に在る。それ故に、買手がその判斷を誤りて、ものゝ状態につき具さに取調へることなくして、輕卒に購ふとしても、責を賣手

に嫁し得るとは思はれない。

二、猶又、人がその仕事の妨げとなることをなすは愚なるが如く思はれる。今、人が將に賣らんとする所のもの、諸瑕疵を表示するならば、そは自己の^{ヴェンデイヤ}を妨害するものである。これ即ち、テウリス(キケロ)が「義務論」(註一)の書中或る人の言「主人の命を承けながら、公賣人が斯く觸れたりとせば、愚かさ何ぞ之に過ぎむ。曰く「私は疫病付きの家屋を賣ります」と。』を引用するが如くである。それ故に、賣手は賣られたるもの、瑕疵を告ぐる義務を負はない。

三、猶又、人にとりて、徳の道を知ること、賣らるゝ諸物の瑕疵を知るより肝要である。然るに、人は何人に對しても虚こそ吐いてはならないが、徳操に關する事柄について誰かに忠告を與へたり、眞を傳へたりする義務はない。況んや、賣手は恰も買手に忠告を與へるかのやうに、賣られたるもの、瑕疵を告ぐる義務などはない。

四、猶又、人若し賣られたるもの、缺點を告ぐる義務を負ふとせば、そは値引のために外ならない。然るに、賣られたるものに瑕疵なくとも、其他何等かの事情により値引さるゝこと往々にしてある。例へば、穀物の缺乏を告ぐる處に、小麦を送る所の賣手が多くの出荷者の現はれ得ることを承知した場合は即ちこれである。若しこの事情が買手の知る所となれば、彼等はヨリ低き値へしか拂はぬであらう。然しながら、斯くの如きは賣手よりして之を告ぐる必要なこと人の見る如くである。それ故に、同様の理由により、賣られたるもの、瑕疵亦然り。

然るに右に反するは「宗職論」第三編(註二)に於て、アンブロジウスの説く所、「諸契約に於て、賣らるゝ所の諸物の瑕疵は豫告せらるゝものとす。而して、若し賣手(これを)打明けざるときは(諸物の)權利買手に移るとも、詐欺行爲により(契約は)無効となる。」である。

余答へて曰ふ。人は他人に對して何等か彼れの向

上を計りて、必ずしも(之に)補助或は忠告を與ふるを必要としない。たゞ、その必要なるは、例へば、他人がその人の世話になつてゐるとか、或は、他に之を助くる途なしといふが如き、或る一定の場合に限る。さればとて、何人かに危険或は損害の機會を與ふことは常に不當である。然るに、ものを賣らんとする所の賣手は相手方^{マイ}に瑕物^{キヤウモノ}を提供することにより、而して若しそのものゝ瑕疵より其人損害を蒙ることありとせば、買手に對して損害或は危険の機會を與へるものである。損害とは即ち、此の種の瑕疵のため、賣りに出された所のものがヨリ低き値しか有せず、然かも(賣手は)此種の瑕疵のため、値へより何物をも控除せざる場合。危険とは之に反して、此の種の瑕疵のため、ものゝ使用が阻まれ、或は有害となさるゝ場合、例へば、跛馬を駿馬として、廢屋を堅牢なるものとして、腐敗又は有毒の食物を良しとして賣るが如きはこれである。この故に、若し、此の種の瑕疵潜在し、然かも、(賣手之を)明かさざれば、

ば、それは不當且つ詐欺的賣渡しであらう。而して、賣手は損害賠償の義務を負ふ。

例へば、馬が隻眼であるといふやうな瑕疵明白なる場合、或は又ものゝ用途が買手には適合しないが、然し他の人々には好都合であり得る場合に於て、若し(賣手が)、此の種の瑕疵のため、必要な丈け値引きするならば、(賣手は)ものゝ瑕疵を明示する義務を負はない。これ買手は此の種の瑕疵のため、當に差引かるべきより多く値引かれんことを欲するだらうからである。されば、賣手はものゝ瑕疵を黙過することによりて、正當に自己の保障を念とし得るのである。

それ故に、第一に對して曰ふ。判斷は明白なる事物に關せざる限り之を下し得ない。蓋し、各人はその識る所について判斷すること「倫理論」第一編(註三)に説かるゝが如くである。この故に、若し、將に賣られんとするものゝ瑕疵表に顯はれず、然かも、賣手によりて明示されないとすれば、それは買手にとり

て判斷が充分に加へられたものではない。但し、瑕疵明白ならば、この限りではあるまい。

第二に對して曰ふ。人賣らんとする所のもの、瑕疵を公賣人によりて先觸^{サキツ}する必要がある。何故ならば、若し、瑕疵を豫告したならば買手達は恐れをなして買はないであらうし、(そのもの)良好且つ有益ならしむる他の諸條件をも知らずに過ごすであらうからである。然しながら、自ら進んでものを買はんとする人にして、同時に凡べての條件を善惡相對^{アノ}比し得る者には個別的に瑕疵を告ぐべきである。これ或る點に於て瑕疵あるものと雖も、他の多くの點に於て有益たるに何等妨ぐる所なきを以てである。

第三に對して曰ふ。徳操に關する事柄について、人は凡べての人間に向つて矢^シ鱈^{シム}に眞^{マコト}を語る義務はないが、眞を語らなければ、その爲す所、却て他人の徳を傷くる危険の存するが如き場合には、その(眞を語る)責めがあらう。

而して、本題について正に然りである。

第四に對して曰ふ。もの、瑕疵は現在に於ても、を思ひの外(註四)低値にする。然しながら、前掲の場合に於て、ものは商人共の到來といふ買手に知られざる事實により將來低値を呼ぶべく期待されてゐる。この故に、その現に見出す値へを以て、ものを賣る所の賣手は假令將來のことを披露せずとも、正義に反して行動するものとは思はれない。但し、假りに(これを)披露するか或は値引きするとするならば、——然かすべく公正の義務によりて拘束さるゝのではないが——その徳は彌が上にも揚がるであらう。

註一 Lib. III, cap. xiii, al. 255

註二 Op. X.

註三 Cap. III, n. 5; S. Th. I. x. III

註四 esse minoris valoris quam videatur Schreyvogel

はこれを als es den Anschein hat I と解してゐる。

第四條 取引にあたり、或るものを買

ふより高く賣るは許さるゝや

否や

I Polit, lect. VIII.

第四條に斯く説き進む。取引にあたり、或るものを
 買ふより高く賣るは許されざるやに思はれる。蓋

し、クリソストームスは(註一)馬太傳第二十一章に
 就て曰く、「ものを買入れ、(これを)その儘、變ずること
 なく賣ることにより利するものは凡べて、彼の神
 の宮より追ひ出さるゝ所の、商人なり」と。又、彼の
 詩篇(註二)につきて、カシドールスは同じく曰ふ、

「余は文の道を、(又は、他の書(註三))によれば商賣
 を、學ばざりければ、——(と彼曰ふ)、商賣とはヨリ安
 く買入れ、ヨリ高く捌かんと欲するに非ずして何ぞ
 や。」と。猶言葉續けて曰ふ「斯くの如き商人共を
 こそ主は宮より逐ひ出し給ひしなれ。」と、然るに、何
 人も何等かの罪によらずんば、宮より逐ひ出さるゝ
 ことなし。それ故に、斯くの如き商賣は罪である。

二、猶又、上述の諸項(註四)よりして表はるゝ如
 く、ものを値するより高く賣り或は安く買ふは正義
 に反する。然るに、取引にあたり、ものを買ひたる

より高く賣る者はその値するより安く買ひたるか、
 或は(それより)高く賣ることを要する。それ故に、
 こは罪なくしては行はれない。

三、猶又、ヒエロニムス(註五)は曰ふ「貧より
 出でゝ富み、卑しきより出でゝ榮達する僧侶的商人
 は惡疫の如く之を厭み避けよ。」と。されど、僧侶の
 商賣と雖も罪によらざる限り、之を禁すべきではな
 いと思はれる。それ故に、取引にあたり、あるもの
 をヨリ安く買ひ、ヨリ高く賣るは罪である。

然るに、右に反するは彼の詩篇についてアウグス
 テイヌスの説く所(註六)「余は文の道を學ばざり
 ければ——利得に飢へる商賣人は損失のために神を
 呪ひ、諸物の値へのために虚言を吐き、偽誓をな
 す。されど、是等は人間の缺陷にして、該缺陷なく
 して行はれ得る業の罪には非ず。」と。それ故に、取
 引することはそれ自體不當ではない。

余答へて曰ふ。諸物の流通を計ることこれ商賣人
 等の務むべき所である、然れども、「政治論」第一編に

於て、先哲の曰ふが如く、(註七) 諸物の交換は二様である。其の一つは、いはゞ自然的且つ必然的にして、これによれば、即ちものとの、或は諸物と貨幣との、交換が生活の必要のために行はれるのである。而して、斯種の交換は本來は商賣人に屬せず、寧ろ生活に必要な諸物を世帯或は都市に調達すべき家政家或は爲政家(の任務である。)(註八) 交換の他の種類は生活に必要な諸物のためではなく、却つて利得を漁らんがため、貨幣を貨幣と、或は何等かの諸物を貨幣と、交換するものである。而して、この商賣こそ本來商賣人に屬するものゝ如く思はれる。されど、先哲に従へば、(註八) 讃むべきは第一種の交換である。これ自然的必要に仕へるからである。之れに反して、第二のものは正當に誹謗せられる。これ、それ自らに關する限り、停止する所を知らず、無限に延び行く所の利得の貪慾に仕へるからである。されば、商賣はそれ自體について考察せらるゝとき、多少の賤しさを有つ。其の本質に従ひては、奇篤な或

は必要なる目的を含蓄しない處から見れば、

然しながら、商賣の目的たる利得は假令それ自體に於て奇篤な或は必要なるものを抱懷しないとはいへ、又それ自體に於て不善或は背徳を含むものでもない。この故に、利得が或る必要又は奇篤なる目的に充てられることは何等妨げなし。而して、斯くの如くにして商賣は正當のものとなされる。例へば、或る人が商賣によつて儲けた適度の利得をその世帯の支持或は又貧困者等の救恤に充てる場合、更に又或人が例へば、生活に必要な諸物が祖國に缺くることなきやうとの公共利益のため商賣に従事し、而して利得を目的としてゝなく、寧ろ勞働の手當として期望する場合等はこれである。

それ故に、第一に對して曰ふ。クリソストムスの言はその最終の目的が利得に存する商賣に就て解せらるべきものであつて、そは人がものを改善せずしてヨリ高く賣るとき、特に見られる所である。若し、其人改善を加へて(ものを)ヨリ高く賣るとす

れば、彼は即ち自己の報償^{くわいしょう}を取るものゝ如く思はれる。然りとはいへ、その利得は既述の如く、最終の目的とみて之なく、他の必要或は奇篤な目的のため目論まれて始めて正當となる。

第二に對して曰ふ。或るものを買ひしより高く賣るもの凡べてが商賣を營むのではなく、たゞ、この目的のために買ひ、而して高く賣る人のみである。但し、若し彼が賣るためではなく、保存するためにも、を買ひ、後に至り何かの事情にてこれを賣らんと欲するならば、假令ヨリ高く賣るとも、それは商賣ではない。蓋し、彼はこれを正當になし得る。即ち、何かの點に於て彼がものを改良したか―或は場所又は時の相異により―或はものを場所から場所へ移轉し―或はこれを運送せしむるによりて自ら冒した危険のため―ものの値へが變化したからである。而して、これによれば、買ひ賣り共に不正ではない。

第三に對して曰ふ、僧侶たるものはそれ自體に於て惡しき所の事柄のみならず、亦惡の外觀を具ふる

事柄をも慎み避くべきである。而して、右は商賣に於て發生することである。これ一つは(商賣が)此世の利得―僧侶達はその侮蔑者であるべきだが―を旨とするにより、一つは又、傳道の書第二十六章(註九)にも言はるゝが如く、商人は唇の罪より遠かること難しであるから、商賣人共の群がりより諸惡(生ずるによる。)又今一つの理由が存する。それは商賣が餘りに俗念を以て心を煩はし、それ丈け靈的方面から遠からしむることである。この故に、テモテの後の書第二章に於て(註十)使徒は言ふ「神の兵卒を務むる者は此の世の營みのために纏はるることなし。」と。然しながら、買ひ或は賣ることによりて、生活の必要を旨とする所の交換の第一種を利用することは僧侶等に許されてゐる。

註一、Vers 12, Op. Imperf. in Mt. homil. XXXVI

II Inter Opp. Chrys.

註二、Ps. LXX, vers. 15.

註三、LXX Interpret.

註四、Art. I.

註五、Epist. LII, al. II, ad Nepotian.

註六、Ps. LXX. vers 15: cf arg. I. の一節の原文は

次の如し。

Negotiator avidus acquirendi pro danno blasphemat, pro pretis rerum mentitur et peierat. Sed haec vita hominis sunt, non artis, quae sine his vitis agi potest.

註七、Cap. III, n. 19 sqq; S. Tr. lect. VII, VIII

註八、Ibid.

註九、Vers. 28. この章現行聖書には見當らず。トマスの使用したる Vulgate Bible 中の傳道の書は五十一章より成る。

註十、Vers. 4. トマス引用の聖句新舊兩譯何れとも異なる場合多し。これはその一例、よつて、現行譯の足らざるは適宜之を補つて置いた。

三

第七十八問 ウズラの罪について。

之を四個條に分つ。

次に考究すべきは諸の消費貸借（註一）に於て犯さるゝウズラの罪に就てである。而して、これを廻

りて四點が釋ねられる。

第一、融通されたる金錢に對する値へとて金錢を受くること、——而してこはウズラを受くること

なり——は罪なりや否や。

第二、右に對し融通の報酬として何等かの利益を受くることは許さるゝや否や。

第三、ウズラの金錢を以て正當の利得として儲けたるものは人之を返還する義務ありや否や。

第四、ウズラ（契約）の下に金錢の融通を受くるは許さるゝや否や。

第一條 融通されたる金錢に對してウ

ズラを受くるは罪なりや否や。

(In Ilac. qu. cv, art. 3, ad. 3, III Sent., dist. xxxvii, art. 6; De Malo, qu. xlii, art. 4; Quod. III, qu. vii, art. 2; De Dec. Praecept., cap. de Sedition. Praec.; I Polit., lect. VIII 參照)

第一條に斯く説き進む。融通されたる金錢に對してウズラを受くるは罪ならざるやに思はれる。蓋

し、何人も基督の範に倣ふことにより罪するものではない。然るに、ルカ傳第十九章(註二)に於て主は自らについて言ふ「我來るとき夫れ(即ち融通された金錢)を利子と共に請求せしものを」と。それ故に、金錢の融通に對してウズラを受くるは罪ではない。

二、猶又、詩篇(註三)に於て言はるゝが如く、「汚れなき主の律」。そは即ち罪を禁ずるを以てである。

然るに、神の律に於ては、若干のウズラが許容される、彼の申命記第二十三章(註四)によれば、「汝の兄弟より利息を取るべからず、即ち金の利息、食物の利息など凡て利息を生ずべき物の利息を取るべからず。他國の人よりは汝利息を取るも宜し」とある。而して、其の上に、律てを守りし報償として更に約束される。彼の申命記第二十八章(註五)によれば、「汝は許多の國々の民に貸すことをなすに至らん、借ることなかるべし」といふ。それ故に、ウズラを受くるは罪ではない。

三、猶又、人間の諸事に於て正義は市民法の諸規

定によつて定められる。今それ等によれば、諸のウズラを受くることは許容される。それ故に、そは不法に非ざるやに思はれる。

四、猶又、忠告を默過することは當然罪に問はれるものではない。今、ルカ傳第六章(註六)は他の諸忠告に交へて言ふ「汝等何をも求めずして貸せ」と。それ故に、ウズラを受くるのは罪でない。

五、人其の爲すべき義務なきになしたる事に對して値へを受くるは夫自體に於ては罪ならざるやに思はれる。然るに、金錢を有する者如何なる場合にも之を隣りに融通する義務はない。それ故に、融通に對して時に値へを受くるは彼れに許されてゐる。

六、猶又、貨幣に鑄造された銀と器に象どられた(銀とは本質的には異なる所ない。然るに、用立てられたる銀製の器類に對して値へを受くるは許されてゐる。それ故に、貨幣化されたる銀の融通に對して値へを受くることも亦許されてゐる。ウズラはそれ故に夫自體に於て罪ではない。

七、猶又、何人もものの所有者が任意に彼に引渡す所のものは之を正當に受け得る。今、融通を受くる人は任意にウズラを渡す。それ故に、融通する人は正當にウズラを受け得るのである。

然れども、右に反するは出埃及記第二十二章(註七)に言はるゝ所、「汝若し汝とともに住むわが貧しき民に金を貸すことあらば督促者の如く之を苦しむべからず又利子を以て壓迫すべからず。」である。

余答へて曰ふ。融通されたる金錢に對してウズラを受くるは夫自體不正である。蓋し存在せざるものが賣渡され、これによりて明白に不均等が構成され、而して不均等は正義に背馳するを以てである。

これが闡明のため心得べきは、茲に若干の諸物あり、其の使用其物自體の消費に存すといふことである。例へば、葡萄酒は吾人が之を飲料として使用するによりて消費し、小麦は吾人之を食料として使用するによりて消費するが如し。この故に、斯かる諸物については、ものゝ使用、其のものの自らを離れて、

單獨に、商量されてはならない。苟も使用を許さるゝ者はすべてその事實よりして(當然)其のものを許し與へられるのである。而して、これがため、右諸物については、消費貸借により、所有權が移轉される。それ故に、若し人が別に葡萄酒を賣り、更に別に葡萄酒の使用を賣らんと欲するならば、彼は同一物を二度賣ることとなるであらう、即ち、彼は存在せざるものを賣ることとなるであらう。この故に、彼は明白に不正義の廉により罪することとなるであらう。又、同様の理由により、葡萄酒或は小麦を貸し、而して自身のため二つの報酬——其の一つは即ち、類似のものゝ返還、其他は實にウズラと呼ぼるゝ所の使用の値へ——を請求する者は不正義を犯すものである。

茲に又、その使用がそのものの消費に存せざる若干の諸物がある。住宅の使用が住居にあり、蕩盡に非ざるが如きこれである。従つて、斯かる諸物に就ては、その何れかが單獨に讓渡され得るものである。例へば、人が自己のため一定時その使用を留保

しつゝ、他人に住宅の所有權を移し、或はその反對に、人が自己のためその所有權を留保しつゝ、他人に住宅の使用を許し與ふ場合の如し。

而してこれがため人は住宅の使用に對して正當に値へを受け、且つ其外に、貸與せられたる住宅を請求し得ること、例へば家屋の賃貸借に於て明かなるが如し。

之に反して、先哲「倫理論」第五編(註八)及び「政治論」第二編(註八)によれば貨幣は主として流通を計るため案出されたものである。従つて、貨幣の固有にして主要なる使用はそれ自體の消費或は離散^{ディスペンデイト}にして、(貨幣は)この用途に従ひ流通のうちに費消せられる。而して、この理由により、融通されたる貨幣の使用に對してウズラと呼べるゝ値へを受くるはそれ自體不當である。而して、人が不正に獲得せられたる他のものを返還する義務を有するが如く、ウズラの方法によりて受けた金錢についても同様である。

それ故に、第一に對して曰ふ。其の場所に於ける

ウズラ(なる語)は之を比喩的に解して、神より授けられた諸善に於て吾人の絶へず精進せんことを望みて神が求むる所の靈的諸善の彌高き成長を意味するものと取られる。而して、こは吾々の利益のためであつて、彼(神)のためではない。

第二に對して曰ふ。その同胞、即ち、猶太人等よりウズラを受けることは猶太人に禁ぜられてゐた。

これを以て、如何なる人よりもウズラを受くるは絶對に惡しき所以が悟られる。そは吾人が凡べての間を隣人兄弟の如く(註九)即ち凡べての人の召さるゝ福音の狀態に於て、遇さねばならないからである。この故に詩篇(註十)には確乎と言はれてゐる「利息をとりて已の金錢を與へざりし人」と。又エゼキエル書第十八章(註十一)には「利息を取らざりし人」とある。然るに、彼等が異邦の人々よりウズラを取りしことは法に叶ひたることとして彼等に容認されたのではなく、寧ろヨリ大なる惡を避くるため許容されたのである。即ち、イザヤ書第五十六章(註十二)に言

はるゝが如く、彼等が其の恣にせる貪慾の餘り、神を崇むる猶太人達よりウズラを取るゝことなからんがためである。但し、報償として「汝許多の國民に貸すべし。」云々（註十三）と約せらるゝに當り、其の場合の「利貸し」は廣く貸借の意味に解せらるゝこと又傳道書第二十四章（註十四）に言はるゝ所「多くの人は惡意の理由によらずして（然かも）貸すことをせざりき。」即ち、「貸借せざりしなり。」に於けるが如くである。それ故に、報償として猶太人に富の豐饒が約束され、而してこれを以て彼等は他の人々に融通するを得るに至つたのである。

第三に對して曰ふ。人間的法規は不完全なる人々の狀態に鑑み若干の罪を不罰に任せて置く。而して若し其の狀態に於て凡べての罪が嚴重に禁ぜられ、刑罰が適用されるとするならば、多くの利益は阻害されることであらう。従つて、人間法は諸のウズラを認容する。これ夫等をいはゞ正義に叶ふものと認むるためではなく、多くの人々の利益が阻まられざ

らんがためである。この故に、市民法に於てすらいはるゝ「使用に於て消費せらるゝ諸物は自然（法）、市民（法）」（註十五）何れの理法によるも、用益權を受けることなし。」と。又「元老院は右諸物の用益權を作らざりき。又作り得ざりしなり。たゞ、準用益權を制定せり」と。即ち、ウズラを許容したのである。而して「政治論」第一編（註十六）に於て、先哲は自然の理法に導かれて、曰ふ「金錢のウズラの取得は極めて自然に悖る。」と。

第四に對して曰ふ。人は必ずして融通を計る義務はない。従つて、これに關する限り、忠告の部類に入れられる。然るに、人が消費貸借より利得を求めざるは、これ戒めの理由に出づ。之に反して、或る種のウズラを許されたるものと見做したバリサイ人等の言に比べれば、そは恰も敵に對する愛が忠告であるやうに矢張忠告と呼ばれ得る。（註十七）又、主は其處でウズラの利得に對する希望ではなく、寧ろ、人間にかけられたる望みについて語るのであ

る。即ち、吾人は融通を計り、或は何等かの善を行ふに人間の（に對する）望みを以てせず、寧ろ、神の（に對する）望みを以てすべきである。

第五に對して曰ふ。融通する義務なき者はその作したる所のものゝ報酬を受け得る。但し、過度に要求してはならない。然しながら、若し彼が融通した丈けのものが、彼に返却さるゝならば、彼は正義の均等に從ひ報ひられたものである。この故に、若し彼がそれ自體の消費以外にその用途を有せざるものゝ用益權として過度に要求するならば、彼は存在せざる所のものゝ値へを要求することゝなる。而して、斯くの如きは不正なる強要である。

第六に對して曰ふ。銀製諸器の主用途は夫等其者の消費ではない。従つて、夫等の使用はものゝ所有權を保持しつゝ之を正當に賣渡し得る。然るに、銀貨幣の使用は流通のうちに於ける貨幣の離散（消費）にある。この故に、人が貸與へたるものゝ返還を望みながら、猶且つその使用を賣るは許されない。

然しながら、心得べきは銀製諸器の第二次的用途が流通（といふこと）であり得ることこれである。而して、夫等のものの該使用を賣るは許されぬことであらう。而して、同様に又銀貨幣の第二次的用途といふものもあり得る。例へば人が圖章貨幣（メダル）を或は展覽のため、或は質質入れのため、許し與ふるが如きこれである。而して金錢の斯くの如き用途は人之を正當に賣り能ふ。（註十八）

第七に對して曰ふ。ウズラを與ふる人は全然任意に與ふのではなく、金主がウズラなしには融通するを好まぬ金錢の融通を、是非共受けねばならないことから見ても、何かの不如意（アンコンシステンス）に出づるものである。

註一、 Cf. qu. LXXVII, Introd.

註二、 Vers. 23.

註三、 Ps. XVII, vers. 8.

註四、 Vers. 19, 20.

註五、 Vers. 12.

註六、 Vers. 25.

註七、 Cap. V, n. 10 eqq.; S. Th. lect. IX.

註八、Cap. III, n. 13, 14, S. Th. lect. VII

註九、Psalm. XXXIV, vers. 14

註十、Ps. XIV, vers. 5, 此句現行聖書にはなし。

註十一、Vers. 17

註十二、Vers. 11

註十三、D. 1209a

註十四、Vers. 10 の句見當ふ。

註十五、Institut. II, iv, de Usufructu, Momm. purag.

2, Cf. Dig. VII, v, de Usufruct. e. arm. rer., 1, 2.

トマスは茲に次の如く記す。

Unde in ipso iure civili dicitur quod res quae
usu consumuntur neque ratione naturali neque
civilii recipiunt usufructum.

然るトマスニカミ譯書に曰く。

Those things according to natural reason and
civil law which are consumed by being used, do
not admit of usufruct. (Op. cit. P. 352)

良譯と云ふべからん。

註十六、(ap. II, n. 23, S. Th. lect. VIII

註十七、Cf. Math. cap. v, vers. 43, 44

註十八、Cf. Dig. VII, 1, de Usufructu, 28

第二條 人融通されたる金錢に對して

何等か他の便益を所望し得べ

きや否や。

De Malo, qu. xliii, art. 4, ad 13, De Regim.
Inductorum, qu. v. 參照

第二條に斯く説き進む。人は融通されたる金錢に對して何等か他の便益を所望し得るやに思はれる。蓋し人各々正當に自己の損害保證を考慮し得るからである。然るに、人は金錢を融通することにより時としては損害を蒙ることがある。それ故に、融通されたる金錢の外に、別に損害に對して若干を所望、否、要求することすら、彼に許されてゐる。

二、猶又、何人も自分のため恩顧を施したる者に對して徳義上の義務により幾分酬ゆる責を有すること「倫理論」第五編(註二)に言はるゝが如し。然るに、必要に迫られたる他人に對して金錢を融通する者は恩顧を施すものである。この故に、彼に對して「ラチチオナライティム」(註二)必要とされる。それ故に、受くる人は當^{デュー}然の義務として若干を酬ゆる責めを有す

る。然しながら、人が自然法により義務付けらるゝ所に對して自らを拘束するは不當とは思はれない。それ故に、若し或人が他人に金錢を融通し而して若干の報酬を債務として差引くとも不當とは思はれない。

三、猶又、手による贈物があるやうに、亦舌による贈物、待きによる贈物があることはイザヤ書第三十三章(註三)の挿註が言ふ如くである。「幸なる哉、その手を凡べての贈物より振り離す者」と。然るに、金錢を融通してやりたる者より人が働き、否、讚美さへも受くることは許されてゐる。それ故に、同じ理由により如何なる他の贈物を受くることも許されてゐる。

四、猶又、所與物の所與物に於ける、猶、融通物の融通物に於けるが如く、その關係同じやうに思はれる。今、與へられたる他の金錢に對して、金錢を受くることは許されてゐる。それ故に、融通されたる金錢に對して別個の融通(の形に於て)の報酬を受くる

ことは許される。

五、猶又、金錢を融通し、而して、(その)所有權を移轉する者は之を商人又は職人に托する者よりも、金錢を手放す程度大である。今、商人又は職人に托せられた金錢について利得を受くることは許されてゐる。それ故に、融通されたる金錢より利得を受くることも亦許される。

六、猶又、人は融通されたる金錢に對して質物を受くることを得る。而して、その使用は若干の値へを以てこれを賣渡し得ること田畑や(現に)人の住む家屋敷が抵當にさるるが如くである。それ故に、融通されたる金錢について若干の利得を取することは許される。

七、猶又、人が融通の理由によりその諸物をヨリ高く賣り、或は他人に屬する所のものをヨリ安く買ひ、或は又(支拂)遅延のため値へを引上げ、或は(支拂)迅速に對し之を引下げすることは往々にして行はれる所である。而して是等凡べての場合に於て若

干の報酬が恰も金錢の融通に對するが如くなさるゝやに思はれる。然れども、こは明かに不當とは見へない。それ故に融通されたる金、錢につきて若干の便益を所望、否、要求することすら評さるゝやに思はれる。

然るに、右に反するはエゼキエル書第十八章（註四）に於て正しき人に求めらるゝ他の事柄に併せて言はるゝ所、「利と息を取ず」である。

余答へて曰ふ。先哲「倫理論」第四編（註五）に據れば、其の値へ金錢を以て量られ得る凡べてのものは金錢の如く扱はれる。従つて、若し人が融通されたる金錢又はそれ自らの使用によつて消費さるゝ他の如何なるものに對しても、默示或は明示の約定の下に、金錢を受くるならば、彼は上述の如く正義に對して罪するものである。その様に又默示或は明示の約定の下に、他の如何なるものにせよ、苟もその値へ金錢を以て量られ得る所のものを受くる人は凡べて同様な罪を犯すものである。然しながら、若し、

彼が此種の何物かを要求によるにも非ず、又何等かの默示或は明示の債權としてでもなく、之を無償の贈與として受くるならば、彼は罪せない。蓋し、（彼は）金錢を融通する以前に於て既に正當に若干の贈與を無償にて受け得たのであるし、又融通したことによつてヨリ惡しき狀態に陥ることもないからである。されど、融通に對して、金錢を以て計量されない諸物―例へば、融通せる者に對する厚意及び愛情或は何かこれに類するもの―の報酬は之を要求すること許されてゐる。

それ故に、第一に對して曰ふ。融通を計る者は融通を受くる者との約定のうちに、その當然取るべき分が自己のため控除さるゝ旨の損害補償を罪（すること）なく加へることが出来る。蓋し、こは金錢の使用を賣るに非ずして、損害を豫防するものである。而して、融通を受くる者が之をなす者の蒙る損害より一層大なる損害を免るゝことは可能である。この故に、融通を受けた者は其の利益を以て他の者

の損害を補償する。然しながら、(其の人の)金錢によつて利殖されないといふ意味の損害に對する補償は之を約定のうちに挿入するを得ない。これ人は其の未だ有せざる所のもの、而して諸の事情により有つことを妨げらるゝことあるべき所のもの、を賣つてはならぬからである。

第二に對して曰ふ。他人の恩恵に對する報酬は二様に之を爲すことを得る。一つは正義の責務によるものにして、人は一定の契約により之に拘束され得る。而して此の義務は人が受けたる恩恵の高に從つて測られる。従つて、金錢或は、その使用そのものゝ消費にある所の同様な何物か、の融通を受くる者は彼が融通を受けたるより多く酬ゆる義務はない。この故に、彼がヨリ多くを返還すべく義務付けらるゝならば、それは正義に反する。他の方法によれば、人は友誼の義務よりして恩恵に酬ゆる責めがある。而して此場合に於ては、人が恩恵を施すに當つて(有つた)心持の方が、其の爲した所の分量などよ

りも餘計考慮される。而して、民法上の債務は斯かる義務とは合致しない。それ(民法上の債務)によれば、報酬が勝手になされざるやう一種の強制が加へられてゐる。

第三に對して曰ふ。若し人が融通されたる金錢より、いはば、默示或は明示の契約に基く債權によるが如く、侍き或は舌を以てするの報酬を所望或は要求するならば、それは手による贈物を所望或は要求すると同様である。蓋し兩者何れも金錢に評價され得ること、例へば手或は舌を以て營む其の仕事を賃貸する人々の場合に於て明かなるが如くである。即ち、若し侍きや舌の贈物が債務としてではなく、金錢評價の下に屬せざる厚意として現はるるならば、これを受くるも、要求するも、所望するも、差支ない。

第四に對して曰ふ。金錢は融通されたる額以上の金錢に對して賣らるゝことを得ない。而して、融通された(同じ)金額が返還さるべきである。而して又其場合、金錢評價の下に屬せざる、而して自發的融通

の源である所の、厚意の心持の外、何物をも要求或は所望すべきではない。之に反して、右と容れざるは將來融通を計るべき義務である。蓋し、斯かる義務も亦金錢に評價し得るからである。従つて、融通者が他に一つの何物かの融通を同時に（譯者圈點）受くる事は許されてゐる。（註六）たゞ、然しながら、將來に於て融通をなすべく或人（ヒト）を義務付ける事は許されない。

第五に對して曰ふ。金錢を融通する者は金錢の所有權をその融通する相手方に移轉する。この故に金錢の融通を受くる者は自己の危險に於て（之を）保留し、而して全部を返還する義務を負ふ。故に、融通した者はヨリ多くを要求してはならない。然しながら、其の金錢を何等かの組合の形式により、商人或は職人に托する人は其金錢の所有權を其の者に移さず、それは依然として彼れのものたるを以て、商人がそれを以て商賣し、職人が働くのも彼れ（金主）自身の危險に於てある。従つて、彼はそれより生ずる利益の一部を自己のものに屬するものとして正當に

之を所望し得るのである。

第六に對して曰ふ。若し人が己れに融通されたる金錢に對して、其の使用が値へを以て見積られ得る何物かを擔保とするならば、融通せし者は其のものゝ使用を彼が融通したる所のものゝ返還に算入しなければならぬ。然らずして、若し彼にして其のものゝ使用が、いはゞ無償にして自己に附加さるゝことを望むならば、それこそ融通に對して金錢を受くるに等しく、即ちウズラに類する。但し其使用が平素無償にて友人間に受授せらるゝ諸物、例へば用立てられた書物の如き、は此の限りでない。

第七に對して曰ふ。若し或る人が買手（ベクファント）の勘定支拂（デビット）を待つがために、其の諸物を正しき値以上に高く賣らんと欲するならば、ウズラは明に犯される。これ斯くの如き勘定支拂の猶豫は融通（ラヂヤス）の性質を有するからである。この故に、此種の猶豫に對して正しき値へを超へて要求さるゝものは凡べて、いはゞ融通の値へにして、こはウズラの理法に基くものである。同

様に或る買手が(もの)已れに引渡され得る以前に金錢を支拂ふことより、ものをその正しき値へより安く買はんと欲するならば、それは(矢張)ウズラの罪である。蓋し、件の金錢前拂ひも亦融通の性質を有し、賣られたるもの、正しき値へより割引せらるること即ちこれが(融通に對する)値へである。然れども、或人、金錢を可成速に得んがため、正しき値より割引しても、彼れはウズラの罪を犯さない。

註一、Cap. V, n. 7; S. Th. lect VIII.

註二、Actio gratiarum = Abstattung des Dankes 英譯の如く…… Should be grateful だけではないやうだ。

註三、Vers. 15

註四、Vers. 17.

註五、Cap. II, n. 2; S. Th. lect. I.

註六、Mutuare は普通の場合「貸す」「融通してやる」の意味であるが、註には「Tacet simul mutuanti unum aliquid aliud mutuare et alii mutuum recipere の意に用ひられてゐる。

第三條 ウズラの金錢を以て利得せら

れたるもの、人凡べては之を返

還する義務ありや否や

(Quoth. II, qu. vii, art. 2, De Regim. Indae-
orum, qu. 1 seq. 參照)

第三條に斯く説き進む。ウズラの金錢を以て利得せられたるものは凡べて之を返還する義務あるやに思はれる。これ使徒が羅馬書第十一章(註一)に於て「樹の根潔くば、その枝も潔からん」と言ふによる。それ故に、同一の理由により「樹の根潔からざれば、その枝も潔からざらん」である。然るに、樹の根はウズラ的であつた。それ故にそれより獲得せられたる凡べてのものはウズラ的である。それ故に、其のものゝ返還の義務がある。

二、猶又、彼の法王令 Cum tu sicut assaris, 中 Extra, de Usuris に言はるゝが如く、「諸ウズラにより爲されたる財産は賣拂はれ、これが値へはウズラの強奪を受けたる人々に返還されざるべからず。」それ故、に同一の理由によりウズラの金錢により獲得せられたる他の如何なるものも返還されなければ

ならない。

三、猶又、或人がウズラの金銭を以て買ふ所のは彼が金銭を支拂ひたる理由により彼自身に歸屬せしめられる。それ故に、彼は其の取得したるものに對して、彼が支拂ひたる金銭に對して有する以上に大なる權利を有せない。然るに、彼はウズラの金銭を返還する義務を負ふてゐた。それ故に、彼はそれより取得する所のものは之を返還する義務がある。

之に反して、何人も其の合法的に取得したる所のものは之を正當に保有し得る。然るに、ウズラの金銭により取得せらるゝ所のものは時として合法的に取得せられることもある。それ故に、そは正當に保留せられる。

余答へて曰ふ。上述の如く(註二)諸物の内には其の使用が其のものの自體の消費にあり、法律上(註三)用益權を有せざる所のものがある。従つて、若し、この種のもの、例へば貨幣、穀物、葡萄酒或はその類の何物か、がウズラにより強請さるゝとも、人は其

の受くる所のもの以外、返還の義務がない。これ斯種のものを以て取得されたものは其の物の果實ではなくして、人間の勤勞イデウスラによるからである。但し、斯くの如きものゝ留置に由り、他人が其の財産の或るものを手放したるがため、損害を蒙る場合はこの限りではない。その場合には損害賠償の義務があるからである。

又其使用その物の消費にあらざる若干の諸物が存する。而して斯の如き諸物は家屋敷や田畑其他それに類する者の如く用益權を有つ。従つて、若し人がウズラにより他人の家屋敷又は田畑を奪取したとするならば、彼は單に家屋敷又は田畑のみならず、それより得たる果實をも返還する義務を負ふのであらう。蓋し夫等は他人が所有者である所の諸物の果實であり、従つて其人に歸屬せしめらるべきであるからである。(註四)

それ故に第一に對して曰ふ。樹の根はウズラの金銭の如く單に物質の性質を有するのみならず、養分

を司る限りに於て、多少、働因の性質をも有する。

従つて、兩者は同様ではない。

第二に對して曰ふ。諸ウズラにより作されたる財産はウズラの屬する人々のもではなく、之を（財産を）購ひたる人々のものである。然しながら、それ等は金貨の他の財産の如く、ウズラを取られた人々に對して、擔保となる。従つて、それ等の財産はウズラを取られた人々に割當てられるやう規定されない。恐らくそは彼等が支拂ひたるウズラよりも値打大であらうからである。ただ、規定さるゝは財産が賣られ、その値へが返還―即ち取られたウズラの額に従ひ―さるべきことこれである。

第三に對して曰ふ。與へられたるウズラの金錢を、いはゞ機因として、然しながら自己の勤勞インダストリアを主因として、取得せらるゝ所のものは實に所得者に歸せしめらる。（註五）従つて、彼はウズラの金錢を以て取得したものに對して、ウズラの金錢そのものに對するよりは、一層多くの權利を有するものである。

註一、Vers. 16.

註二、Art. 1.

註三、Ib. d., ad 3.

註四、D. 1209b.

註五、此の原文レオ版は他版のそれとは異なる。即ち、次の如し。

..... illud quod acquiritur de pecunia usuraria debetur quidem acquirenti propter pecuniam usurariam sicut propter causam instrumentalem: sed propter suam industriam sicut causam principalem.

他版では propter pecuniam usurariam の前に打消しの non が挿入され、non の前に ロンマ を施してゐる。従つて、これに據る譯本は何れも「ウズラの金錢を營利の道具としてではなく」といふ風に訓じてゐるが、レオ版に據れば、propter causam instrumentalem と propter causam principalem との照應に重心が存するやうに思はれる。即ち、pecunia usuraria と industria humana との輕重が如何にトマススの眼に映じたかを端的に示す所の一對の表現であると思ふ。

序に、舊版による獨英兩譯を掲げておく。

III. Was vom Wuchergelde erworben worden,

gehört dem erwerbenden nicht wegen des Wuchergeldes als des Werkzeuges gleichsam für den Erwerb; sondern wegen seiner Betriebsamkeit als der Hauptsache. Schneider: Katholische Wahrheit, VII, S. 483

Reply Obj. 3. The proceeds of money taken in usury are due to the person who acquired them not by reason of the usurious money as instrumental cause, but on account of his own industry as principal cause. Sum. Theol. vol. 10, P. 339

第四條 ウズラの下に金銭の融通を受

くるは許さるゝや否や

(III Sent, dist. xxxvii, art. 6, ad 6. 參照)

第四條に斯く説き進む。ウズラの下に金銭の融通を受くるは許されざるやに思はれる。羅馬書第一章(註一)に使徒は言ふ「死に價する者は獨り罪惡を犯す者のみならず、犯す者に同意する人々亦然り」と。然るにウズラの下に金銭の融通を受くる者は其罪に於て金貸と同意し而して彼に罪する機會を提供す

る、それ故に彼自身も亦罪する。

二、猶又、現世の如何なる利益を以てしても、人は他人に一切罪する機會を提供してはならない。これ蓋しこは能働的誘惑に屬し、即ち上述の如く(註二)常に罪である。然るに金貸に融通を請ふ者は明に彼に罪する機會を具ふる。それ故に現世の如何なる利益を以てしても彼は免責されない。

三、猶又、時としては自己の金銭を金貸の許に預ける必要の方が、其の人より融通を受くる必要よりも、小ならざるやう思はれることがある。然るに、金貸の許に金銭を預けることは凡べての人にとりて、不當なるやに思はれる。これ猶、刀を狂人に、處女を遊蕩兒に、食物を大食漢に、預けることが不當なると同じ。それ故に、金貸より融通を受くることも、亦正當ではない。

然るに、之に反して、先哲「倫理論」第五編(註三)によれば、不正を受ける者は罪することなし。この故に、同じ場所(註四)にていはるるが如く、正義は二

つの惡德の中庸ではない。然るに、金貨はウズラの下に融通を受ける者に對して不正義を作す限りに於て、罪する。それ故に、ウズラの下に融通を受ける者は罪せない。

余答へて曰ふ。人間を導きて罪せしむることは如何なる方法によるも許されない。之に反して、他人の罪を善用することは許されてゐる。(註五) 蓋し、神は凡べての罪を何かの善に利用し給ふを以てであり、如何なる惡よりも何かの善が引出ださるゝことはエンキリディオ^ン(註六)に説かるゝが如くである。されば、アウグステイヌス^ス(註七)は「諸の邪神によりて誓ふ者の宣誓——こゝに彼は邪神等に神の尊崇を捧ぐるにより明かに罪するのであるが——を利用するは許さるべきか」と問へるブブリコラに答へて曰く「諸の邪神により誓ふ人の信仰を惡のためではなく、却つて善のために利用する者は惡魔により誓ひたる彼の罪に與せず、却つて、信義を守りたる其のよき約束^{ベト}に與するものなり。」と。之に反して、

若し人が彼を誘ひて諸の邪神により誓はしむるとせば、其人は罪するものであらう。

本題に於ても亦右の如く説かるべきである。即ち如何なる方法によるも人を誘ひてウズラの下に融通せしむるは許されないのである。之に反して、これをなすべき用意あり而してウズラを業とする者より何等かの善き事、即ち、自己或は他人の困窮を救ふため、ウズラの下に融通を受けることは許される。

又盜賊共に出遇ひたる者が、殺されぬやう、その有つ所の財貨^{ホウ}——これを強奪すれば彼等は罪することとなるが——を明かし示すは許されてゐる。これ耶利米亞記第四十一章に云はるゝが如く、『イシマエルにむかひ「吾等をころすなかれ、吾等は田地に庫を有すればなり」』といひたる十人の人々の例に倣ふものである。(註八)

第一に對して曰ふ。ウズラの下に金錢の融通を受ける者は金貨の罪に同意せずして、却て之を利用する。又彼を喜ばすはウズラの受納ではなく、金^{ムウツラフ}融

である而してこは善きことである。

第二に對して曰ふ。ウズラの下に金錢の融通を受ける者は金貸しにウズラを受ける機會といふより、寧ろ金融する機會を與へるものである。然るに、其の金貸しが罪する機會に負けるのは自己の邪なる心柄である。この故に受働的誘惑は彼の側にあり、能働的に融通を請ふ者の側に存するのではない。然れども此の種の受働的誘惑の故に、相手方は窮乏の場合に於て融通を請ふに遠慮する必要はない。蓋し、斯くの如き受働的誘惑は薄志或は無智に出づるのではなく、邪性に出づるからである。

第三に對して曰ふ。若し人が外にウズラを營むべき(資)金を有せざる金貸しにその金錢を托する場合、或はウズラにより可成澤山儲ける心算にて托する場合に於て、彼は罪する者に材料を與ふる者である。この故に、彼自らも共犯人となるであらう。之れに反して、人若し別にウズラを營む資を有する所の金貸しに、可成安全に保管されんがため、自己の金

錢を托するならば、彼は罪せず、寧ろ、罪深き人間を善用するものである。

註一、Vers. 32

註二、Qu. XLIII, art. 2.

註三、Cp. XI, n. 7; S. Th. lect. XVII

註四、Cp. V, n. 17; S. Th. lect. X.

註五、D. 1211

註六、Cap. XI—Augustin.

註七、Epist. XLVII, al. LIV.

註八、Vers. 8.

四

De Emptione et Venditione について

(譯者小序)次に掲ぐるオブスクラムは其の内容に於ては大體 Sum. Theol. IIa IIae LXXVII, LXXVIII. に論じ盡されたものではあるが、手紙の體にて比較的自由に議論して居る處に、トマスの面目を躍如たらしむるものあり、且つ、スンマ所論の補足ともなる有益なる一文獻である。書かれた時期は一二六三年にして神學大全の最後の部分に先つ約十年前の作

る。されば、これによつて後年彼れの詳論せし諸點が此の時既に大綱だけは考へられてゐたことを知る。

この小品はズンマの如く得易からず、殊に此の國に於ける讀書生にとつて然りとする。今、私は幸ひ、福田博士の愛藏せらるゝヴィヴェス版聖トマス全集(註)に之が原文を読む機會を恵まれたれば、事の序を以て、拙譯を添へて、茲にそれを掲ぐ。シトライフォーグル氏の獨譯は前掲書二五五—二五八頁にあり。その他の現代語譯につゞきは私は知らな。

¶ Doctoris angelici Thomae Aquinatis scti F. F.

Prædicatorum Opera Omnia, etc., etc. Parisiis

apud Ludovicum Vivès, etc. MDCCCLXXV. Vol-

umen vigesimum octavum, Opera Varia, Pp. 465-466.

OPUSCULUM IX

De Emptione et Venditione ad Tempus

(Edit. Rom. LXVII)

Cursum in Christo fratri Jacobo Viterbiensi, Lec-

tori Florentino, frater Thomas de Aquino salutem. Recepi litteras vestras in quibusdam casibus, super quibus Electi Capuani et meum sententiarum peteratis, super collatione habita cum Electo Capuano eodem, et post, cum Domino Hugone Cardinali. Duxi ad primum casum taliter respondendum, quod supposito quod ista consuetudo de dilatione solutionis usque ad spatium trium mensium, sicut proponitur, sit ad commune bonum mercatorum, scilicet pro expendendis mercatoris, sive mercationibus, et non in fraudem usurariam introducta, videtur esse distinguendum: quia aut vendit venditor mercationis ad terminum predictum ultra quantitatem iusti pretii propter expectationem, aut secundum iusti pretii quantitatem: Si primo modo, non est dubium, usurarium esse contractum, cum expectatio temporis sub pretio cadat. Nec potest esse excusatio, si secundus venditor sit primus minister; cum ad nullam causam liceat pro tempore expectationis pecunie pretium augeri. Si autem secundo modo, non est usura. Non obstat si pro minori daret, si statim sibi pecunia solveretur: quod per simile potest in aliis dehis videri. Quia si alicui debeat aliquid ad certum terminum, quan-

decimone de eo quod est sibi debitum d mitteret si sibi citius solvatur, immis esset a peccato usuratum talis. Licet enim plus deb'to accipere propter temporis dilationem usuram sapiat, minus tamen accipere ut sibi citius solvatur, usuram non capit, maxime ex parte ejus qui minus recipit quamvis ex parte ejus qui minus dat ubi citius solvat videatur esse aliquis modus usurae, cum spatium temporis vendat. Unde etiam in casu proposito, plus esset de usura timendum emptori, qui ut ante tres menses minus solvat, iusta aestimatione panno; emit, quam venditori qui minus appetit ut citius solvatur.

Lex quo patet quid sit ad secundum casum respondum vel dicendum. Quia si mercatores Tuaeve portantes pannos de nundinis Litivati, ut usque ad tempus Resurrectionis expectent pretium, plus vendunt pannos quam debeant secundum commune forum, non est debitum esse usuram; si autem non plus quam valent, plus tamen quam acciperent si eis statim solveretur, non est usura.

In tertio casu similiter videtur, si alii qui pecuniam mutuo cum usuris accipiunt, illam usuram recuperare

volunt plus vendentes pannos quam valent propter expectationem praedictam, non est dubium esse usuram, cum manifeste tempus vendatur. Nec excusantur propter hoc quod volunt se conservare indemnes: quia nullus debet servare indemnitatem mortaliter peccando. Et licet alias expens s licite factas, puta in portatione pannorum, possint licite recuperare de eorum venditoribus, non tamen possunt recuperare usuras quas dederant, cum haec fuerit iniusta d'itio: et praesertim etiam cum dando usuras peccaverint tanquam occasionem peccandi usurariis praebentes: cum necessitas quae ponitur, scilicet ut honorabilius vivant et majores intercationes faciant, non sit talis necessitas quod sufficiat ad excusandum peccatum praedictum. Patet enim a simili, quia non possit in venditione pannorum recuperare expensas quas inante et impudenter fecisset.

Patet etiam ex praedictis, quod in quarto casu quaerebatur, nam ille qui ad certum terminum debet, si ante terminum solvit ut ei de debito aliquid dimittatur, usuram committere videtur: quia manifeste tempus solutionis pecuniae vendidit unde ad resitit-

tionem tenetur. Nec excusatur per hoc, quod solvendo ante terminum gravetur, vel quod ad hoc: hoc ab alio inducitur: quia eadem ratione possunt usurarii excusari omnes. Valete.

小篇 第六拾 期限付賣買に就て

(羅馬版第六拾七)

キリストに在りて最も親愛なる兄弟、フロレーンズの讀經者ヴギテルボのヤコブへ兄弟アクキノのトマスより平安の禱。エレクトス・カプアン(註一)其人並に、その後ち、カルデイナル・フーゴ師との御懇談に基き(註二)若干の問題につきエレクトス・カプアン及び余が見解を徵せられたる貴簡落掌。第一の點に對して余は斯く答へんと思ふ。問題の彼の三個月に亘る支拂猶豫の慣習は商人等一般の利益、就中萬商寶若しくは取引決濟のためにして、ヴズラの詐僞に出づるものではないとの見込みの下に、それは(ウズラと)辨別さるゝるを要するであらう。蓋し、前述の期限を付して、賣手が商品賣るに、(支拂)

猶豫の故を以て、或は正しき値への額を超へ、或は正しき値への額に従ひてするのである。第一の方法によらんか、ウズラ的行爲の遂げらるゝこと疑なし。これ値の裏に時間の期待が潜むを以てである(註三)さりとして又、第二の賣手は第一のものゝ補助者なりとの口實も成り立たない。凡そ如何なる事由によるも、猶豫の期間に對して價格の引上げらるゝは許されないからである。これに反して、第二の方法によるならば、それはウズラではない。即時支拂を受くる場合、値引するは妨げなし。こは他の諸債務に於ても見得る所である。即ち、一定の期限付にて、或物が或人からの借りとなつてゐるとして、ヨリ速かに支拂を受けたる場合、自分に對して負ひ目となつてゐる所のものゝ一部を帳消しにしてやつても、(其人は)其の都度ウズラの罪に觸るゝことなきが如きこれである。然しながら、(支拂)延期のため、負ひ目より多く受くることあらば、すなはちウズラの臭ひあり、之れに反して、ヨリ速かに支拂はれんがた

め、ヨリ少く納むるとも、ウズラの臭ひせず、少くとも、ヨリ少く取る者の側に於て然りである、たとひ、ヨリ速かに支拂ふ場合に於て、ヨリ少く與ふる者の側に於ても、時の隔たりを賣る以上、それは微利の一種と思はれるのではあるが。茲に於てか、前掲の場合に於ても、ウズラを處るべきは寧ろ三個月以前にヨリ少く支拂はんがため、正しき評價に従ひ、衣類を購ふ所の買手の側にありて、ヨリ速かに支拂はれんがため、ヨリ少きを求むる所の賣手の側にはなし。

以上よりして、第二の點に對して、何と答へ、何を曰ふべきか明白である。即ち、トスカンの商人共リテイナーツム週聞市の立つとき(註四)衣類を持來り、復活祭の時まで、拂ひを猶豫ブレチャムすることを理由として、衣類を市價に従つてなすべきより、高く賣るはウズラなること疑なし。これに反して、その値するより高からざれども、彼等が即時支拂はるゝ場合に於て受くるより高きとき、それはウズラではない。

第三の場合に於ても、同様に觀察し得る。即ち、若しウズラ付にて金錢を借受けたる人々が前述の猶豫のため、衣類をその値する以上に賣りて彼等の利息を回收せんと欲するならば、ウズラなること疑なし、時の賣渡し明かであるからである。而して又、自らのため損害保證を欲したればとて、彼等は免責さるゝことない。何人も身を滅す程に罪してまでも、償ひを計つてはならない。而して、彼等が正當に支出した費用、例へば、衣類の運送に於けるが如き、は該品の賣上げより正當に回收し得るものなれども、彼等が支拂ひたるウズラは之を回收し得ない。それは不正の讓渡であつたからである。就中又彼等はウズラを拂ひ、其の度毎に金貸共に罪する機會を備ふるによりて自ら罪したものである。(それに又)、ヨリ立派(註五)に生活し、ヨリ大なる商賣を營むといふが如き、謂ふ所の必要は、以て前述の罪惡を赦免するに足る態の必要ではないからでもある。同様に、人が不用意、且つ無思慮に、招いた費用を衣類の賣

捌きにより償ふこと能はざるは明白である。

前述の諸項よりして第四の場合に纏ねられた所も亦明かとなる。人あり、期限を定めて負債し、其の負ふ所の幾分が彼のために控除されんがため、期限前に支拂をするならば、誠にその人はウズラを犯すものゝ如く思はれる。蓋し、彼は金銭支拂の時を賣つたものであり、其の廉により返還の責に任ずべきである。或は又、期限前に支拂ふにより、その負擔重しとか、或は他人に誘はれて斯くせりとかいひても責を免ぜらるゝことなし。何とならば、同じ理由により、凡べての金貸共は免責され能ふからである。さらば。

【附記】

(一) 中世羅典について。歐洲中世文化の研究者はその表現の具たりし所謂中ミッド・エイジ古羅典を顧みる必要がある。それは、右トマスの文例によりても知らるゝが如く、彼の明澄雅馴を誇つた羅馬人の言葉とは大分趣を異にする。後者には澁澁たる生氣が躍動するが、後者にはそれがない。要するに一つの擬古文である。唯、古典の傳統として残つてゐるのは彈力のない形式だけである。トマス、其他中世學者にとつて、羅典語は文法と修辭學との形式に於て習得せられた一種の技巧であつて、それだけ器械的な單調性を帶ぶことは否定出來な

註一、*Electus Capuanus* はカプア市の代表者とも、又

カプアンといふ人名とも讀み得るが、今その何れなるかを明かにしないから、假りに本文の如くして置く。シェライフオーグルは人名と解す。(261 op. cit.)

註二、*Super collatione habita cum* の構文の如何に現代的なるかを見よ。

註三、*as prebendam Element* (Schreyvogel) は餘りに専門的・現代的に過ぎたり。

註四、獨譯 *zu Litinatum zum Wochenmarkt bringen* は必ずしも原意を表はさざるやう思はれる。*de num-dinis* は場所ではなく、時を示すのである。

註五、*honorabilis vivere* は *in grossen Ehren leben* (Schreyvogel) といふより、寧ろ下町の語に「豪勢な暮し」なり。*Vivre plus large* といふはんや。

い。それに、中世羅典には明確に限定せられた使用目的であつた。即ち、教會用語としての職分これである。而して、これは羅馬古典にはない全然別天地であつた。羅馬の文人等が仰いで以て典據としたのは希臘文化であつた。然るに、教父の手を経て中世に傳はつた羅典には希臘理想は失はれ、基督教がこれに代つた。従つて、内容の變化と共に言語の風格にも著しい變化が生じた。加之、近世歐洲語の發達は中世の 에스ペラント ともいふべきその擬古羅典に影響すること漸く著しく、茲に中古羅典といふ一つの範疇を生ずるに至つた。吾人がそれに或る近寄り易さを感じるとすれば、その原因は恐らく以上の事情に基くのであらう。何れにせよ、現代社會の學問を修むる者には、古代羅典よりも、寧ろ、中古羅典を讀む機會の方が多いのであるから、その特質について、或程度の智識を備へてゐる必要があるであらう。

(二) 本稿の校正に従事して居る際、偶々坂西先生より其の近業「フツクス國民經濟學」の邦譯を惠まれた。早速拜讀、私は全篇に蘊郁たる學問の床しさに動かされた。今人棄てゝ土の如き、著者の道が、殊に人稍もすれば輕視し勝ちな翻譯に於て、斯くも忠實に、且つ氣品高くも守られてゐることは筆執るものゝ鑑みであると思ふ。譯語の正確、文章の暢達、共に瑣の遺憾を止めない。私は時恰も本稿拙譯に當り、坂西先生から與へられたこの貴い刺戟を平素の學恩と共に深く感謝するものである。

(三) 最後に、本文の外、私にはトマスの經濟政策に關する諸論の翻譯がある。それ等は、トマス研究と共に別の機會に於て發表し度いと思ふ。本稿に於て、内容的註解を試みなかったのは紙面の都合と、及び、總括的研究を後日に期するといふ私の希望によるのであることを併記しておく。